別紙４

飯南町教育環境基本方針

答　　申

飯南町教育環境基本方針検討委員会

令和6年2月

令和６年２月 27 日

はじめに

飯南町教育環境基本方針検討委員会
委　員　長　　作　野　　広　和

飯南町には４つの保育所と小学校，２つの中学校，１つの高等学校があり，教育の環境は整っています。また，町内５つの公民館を中心に社会教育が盛んに行われるとともに，家庭や地域においては子どもたちが健やかに育っています。この他，島根県中山間地域研究センターには農林大学校があり，飯南町は中山間地域にありながら，豊富な地域資源に恵まれ，子どもたちの育ちや学びに適した環境にあるといえます。

一方で，長年にわたる過疎化や少子化により，子どもの数は徐々に減少していき，今後もその傾向は続くと思われます。また，高齢化に伴い，地域の活力も緩やかながら低下していくと思われます。しかし，飯南町の教育環境を劣化させるわけにはいきません。なぜなら，飯南町がいかに縮小したとしても，そこに人が住み，子どもが育ち続けるからです。私たちに課せられた使命は，これからの飯南町に求められる教育はどのようなものか，それを実現させるために必要な教育環境はどのようなものなのかについて検討することでした。

私たちは，令和４年６月から１年半以上にわたって情報を収集し，真摯な話し合いを続けてきました。その結果，初等教育段階においては「地域の子どもは地域で育てる」ことが適切であると考えました。

そのためには，小規模であっても小学校はできるだけ身近な地域に立地すべきです。そして，住民が学校教育に関わることで，大人も学べる環境を継続したいと思います。

また，中等教育段階においては，子ども同士が切磋琢磨するとともに，飯南町内全体をキャンパスと見立て，多様な人や資源と関わるべきだと考えました。

そのためには，中学校と高等学校の接続を考慮し，保小中高一貫教育など飯南町ならではの魅力ある教育をより一層強化できる場所に立地すべきであると考えました。

この他，学校，家庭，地域が連携し，特色ある教育活動が継続するための多くの要素について検討を重ねました。

教育環境の整備とは，学校の配置について検討することにとどまりません。しかし，学校は地域のよりどころでもあるため，その配置については多様な意見や考え方が存在しています。検討委員会においても，答申に対する共通理解は図られていますが，さらなる提案も示されており，残された課題も多いと思います。その代表的なものとして，「子どもたちの声をもっと反映すべきだ」との意見があります。このことについては大きな宿題であると考えますので，今後何らかの形で必ず実現したいと思います。

私たちの検討は，本答申をもって一旦区切りをつけますが，町民の皆さんが飯南町の良さに向き合い，よりよい飯南町を作っていくための「地域づくり」に終わりはありません。本答申をもとに，飯南町内の各地区において，子どもも大人も参画した多くの議論が交わされることを願っております。

目　　次

1. 飯南町のまちづくりと教育方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 教育環境基本方針策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

3. 飯南町の学校と地域における現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（1）人口減少と少子化への対応
（2）児童・生徒数の推移がもたらす現状と課題
（3）学校・家庭・地域のつながり

4. 飯南町ならではの魅力ある教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

（1）保小中高一貫教育を柱とした教育
（2）地域ぐるみの子育て環境の充実
（3）一人ひとりが輝く人づくり

5. これからの飯南町にふさわしい教育環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（1）これからの時代に求められる教育環境【総論】
（2）保小中高一貫教育
（3）学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
（4）充実した教育環境の整備

6. 飯南町における小中学校の規模と配置の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（1）適正規模に向けた理念
（2）小学校の適正規模
（3）中学校の適正規模
（4）小中学校の適正配置

7. 残された課題と今後の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

飯南町教育環境基本方針

1. 飯南町のまちづくりと教育方針

飯南町は、飯南町総合振興計画に掲げる「小さな田舎（まち）からの生命地域宣言」を基本理念とし、10 年後にも「笑顔あふれるまち飯南町」を将来像として、まちづくりを進めています。

そして、「①自治・協働」、「②教育・文化・子育て」、「③産業」、「④保健・医療・介護福祉」、「⑤生活環境」、「⑥自然環境」の6つの柱ごとに各種施策を推進しています。

教育・文化・子育ての分野では、「①子育てしやすい環境づくり」、「②保小中高が連携した学校教育の充実」、「③地域で育む教育環境づくり」、「④生涯学習の充実」「⑤平等に暮らせる社会づくり」を基本施策として、地域ぐるみで子育てを行い、魅力ある教育を行うことにより、地域に貢献できる人材の育成を目指しています。

飯南町総合振興計画の理念に基づき、飯南町教育委員会では令和3年3月に飯南町教育大綱を策定しています。

基本理念は「ふるさと飯南の学びを原点に一人ひとりが輝く人づくり」と定め、基本方針として「①魅力ある飯南の学びづくり」、「②地域で育む教育環境づくり」、「③一人ひとりが輝く人づくり」の3つを掲げ、生命地域の未来を創る人づくりを目指し、保小中高一貫教育や生命地域教育、飯南高校の魅力化、ICT 教育の推進、社会教育の充実などに力を注いでいます。

2. 教育環境基本方針策定の趣旨

しかしながら、様々な施策を推進するものの、近年は、町内で年間に生まれてくる子どもの数は 25 人前後で推移し、20 人を下回る年もあります。

このように、依然として人口減少と少子化に歯止めがかからない状況が続いており、今後の子育てや教育環境、学校施設の老朽化など様々な課題が生じています。

こうしたことから、このたび、町の教育や学校のあり方などについて検討し、飯南町にふさわしい教育環境について方針を定めるために、「飯南町教育環境基本方針検討委員会」を設置し、今後の飯南町にふさわしい教育環境基本方針を策定することとしました。

3. 飯南町の学校と地域における現状と課題

町内には、町立の小学校が4校、同じく中学校が2校あります。

直近では、平成 17 年度に赤名地区と来島地区の小学校が、安全な学校環境の確保や児童・生徒数の状況を鑑みて、複式学級の解消を図るために再編されています。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令」によると、通学距離については、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内であることが適正とされています。

町では、通学距離や過去の学校再編などの経緯から、すべての小中学校で該当する児童・生徒がスクールバスを利用できる状況になっています。

なお、小中学校の配置の詳細については【表1】のとおりです。

【表1】令和5年4月現在　小中学校の配置

（小学校）

学校名	児童数	通常学級	特別支援学級
頓原小学校	57	6	2
志々小学校	14	3	1
赤名小学校	59	5	3
来島小学校	42	4	3
計	172	―	―

（中学校）

学校名	生徒数	通常学級	特別支援学級
頓原中学校	40	3	2
赤来中学校	65	3	3
計	105	―	―

(1)　人口減少と少子化への対応

町内小中学校の児童・生徒数の推移と今後の見込みについては、【表2】のとおりです。

令和2年度に 206 人だった小学校の児童数は令和 11 年度には 151 人となる見込みであり、10 年間で 55 人減少します。同じく令和2年度に 104 人だった中学校の生徒数は、令和 11 年度には 75 人となる見込みであり、10 年間で 29 人減少します。

【表2】 児童・生徒数の推移と今後の見込み

（小学校）

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
頓原小学校	62	61	57	57	53	49	48	47	52	47
志々小学校	16	13	15	14	15	15	13	12	11	14
赤名小学校	78	64	59	59	52	50	41	49	49	45
来島小学校	50	46	52	42	46	43	45	47	42	45
計	206	184	183	172	166	157	147	155	154	151

（各学校の児童・生徒数は住民基本台帳に基づき作成）

（中学校）

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
頓原中学校	46	55	38	40	35	38	40	40	34	32
赤来中学校	58	68	67	65	65	61	59	43	48	43
計	104	123	105	105	100	99	99	83	82	75

（各学校の児童・生徒数は住民基本台帳に基づき作成）

(2)　児童・生徒数の推移がもたらす現状と課題

学級数については、学校教育法施行規則第 41 条において、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」と明記されています。飯南町においては、地域の実態により国の示す基準に合わせることは不可能であり、弾力的に学級を設置しています。なお、今後の学級数の見込みについては、【表3】、【表4】のとおりです。

令和5年度は、町内4つの小学校のうち3校で複式学級が編成され、令和6年度以降は【表5】のとおり、すべての小学校で複式学級が編成される見込みです。

また、学校によっては児童が不在となる学年が生じるなど、学級数については、今後さらに減少していくものと推測されます。

中学校は、2校とも単式学級の編成となっていますが、【表2】の推計によると、令和9年度に生徒が激減する見込みとなっています。

【表3】小学校の今後の学級数の見込み（R5－R11）　　※特別支援学級数は除く

学校名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
頓原小学校	6	5	5	5	4	5	5
志々小学校	3	3	3	3	3	3	3
赤名小学校	5	5	5	5	5	5	4
来島小学校	4	4	4	5	4	5	4
計	18	17	17	18	16	18	16

【表4】中学校の今後の学級数の見込み（R5－R11）　　※特別支援学級数は除く

学校名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
頓原中学校	3	3	3	3	3	3	3
赤来中学校	3	3	3	3	3	3	3
計	6	6	6	6	6	6	6

【表5】小学校の今後の複式学級数の見込み（R5－R11）

学校名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
頓原小学校	0	1	1	1	2	1	1
志々小学校	2	2	2	2	2	2	3
赤名小学校	1	1	1	1	1	1	2
来島小学校	2	2	2	1	2	1	2
計	5	6	6	5	7	5	8

① 単式学級と複式学級

「島根県の複式学級指導の手引き」では、1・2年生は8人以下の場合、3・4年生と5・6年生は、16 人以下の場合には複式学級とするように学級編成基準が定められています。

この基準に基づき、本町では【表5】のとおり、令和5年度は志々小学校で2学級、来島小学校で2学級、赤名小学校で1学級の複式学級が編成されていますが、今後の児童数の減少によっては、さらに複式学級が増える傾向にあります。

また、児童数が極端に少ない学年があると、複式学級と単式学級を繰り返す場合があります。

なお、中学校においては、8人以下であってもすべて「単式学級」として編成されています。

（注釈）島根県における複式学級の手引き（令和元年改訂版）
　公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条に、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編成するものとする。ただし、数学年の児童又は生徒を１学級に編成することができる。（抜粋）」とされており、また、同法律第3条2項では、都道府県ごとの公立小中学校又は中学校の1学級の児童又は生徒数の基準は、都道府県の教育委員会が定めるとされている。島根県教育委員会では、この基準に基づき、独自に学級編成基準を定めている。
　小学校における複式学級は、すべて1・2年、3．4年、5・6年の組み合わせで編成されており、ふたつの学年の児童で編成する学級は16人以下とされている。ただし、第1学年の児童を含む学級については8人以下とされている。
　中学校においては、特別支援学級を除き、8人以下であってもすべて「単式学級」として編成され、現在、中学校において複式学級は存在していない。

② 極小規模校の課題

学校規模については、明確な基準はありませんが、町内の小学校はすべて 12 学級以下であり、本答申においては、「小規模校」と位置づけます。
また、全校児童 15 人未満かつ3学級以下となる場合は教職員定数配置基準により教職員定数が1人減になります。このような規模の学校を本答申においては、「極小規模校」と位置づけます。
極小規模校となった場合は、教頭が学級担任をするか教頭無配置校となり学校の運営に支障をきたすことが考えられます。
本町においては、【表2】のとおり、志々小学校が令和8年度から、特別支援学級の状況によっては極小規模校となる可能性があります。

③ 学校部活動の維持

現在、中学校には野球部、バレー部、吹奏楽部、卓球部がありますが、近年、部員数の不足から、他校との合同チームで大会に出場せざるを得ない部活動もあり、学校行事との調整や練習時間、場所など様々な制約の中で活動を行っています。 また、令和4年 12 月に文部科学省から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、「地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域移行を進める」よう方針が示されました。
このように、生徒数の減少による部員の確保や、部活動の地域移行に対応できる地域指導者の確保など、新たな課題も生じています。

④ 飯南高校の状況

保小中高一貫教育を推進する飯南町にとって、飯南高校は、かけがえのない存在です。

令和5年4月の飯南高校の入学生は 62 人で、そのうち町内中学校卒業生は 23 人、県内生徒が 33 人、県外からの「地域みらい留学生」が6人となっています。

小中学校の児童・生徒の減少は、飯南高校の生徒確保の面でも大きな課題となっています。なお、飯南高校の生徒募集の状況は、【表6】のとおりです。

【表6】 飯南高校入学生内訳（H29－R5）

中学校別入学生	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
町内	34	21	23	26	18	36	23
県内	22	27	26	15	42	21	33
県外	6	7	10	10	9	6	6
計	62	55	59	51	69	63	62

また、今後の入学生の予測については、【表7】のとおりです。

【表7】 飯南高校入学生予測（R6－R12）

中学校別入学生	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
町内	31	21	26	27	20	26	15
県内	28	25	28	23	24	22	22
県外	7	7	7	7	7	7	7
計	66	53	61	57	51	55	44

（過去の入学実績をふまえたシミュレーション値）

(3) 学校・家庭・地域のつながり

学校・家庭・地域が相互に協力し、豊かな人間性を育むことは重要です。

現在、町では学校と地域の連携については、小中学校でのふるさと教育等において、公民館が核となり、学校と地域をつなげて多くの地域住民が学習に関わっています。地域住民が学校に積極的に協力していただける風土があることがこの町の学校と地域のつながりの魅力です。

また、飯南高校の生徒は、地域行事のイベントスタッフとして企画段階から参画したり、ボランティア活動を行ったりするなど、地域の活性化にも貢献しています。

こうした取り組みが、さらに継続的・体系的に学校・家庭・地域が連携できる仕組みを構築する必要があることから、今後、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入が検討されています。

4. 飯南町ならではの魅力ある教育

(1) 保小中高一貫教育を柱とした教育

① 保小中高が連携した学校教育の充実

子どもたちが「ふるさと飯南町を誇りに思い、社会で役立つ学力を身につけ、前に一歩踏み出す力、協働する力を育成する」ことを目標に、本町の特色である保小中高一貫教育が推進されています。

この目標を具現化するために、キャリアパスポートを活用して「飯南町で育てたい子どもの7つの資質能力」を示しながら、まちぐるみで子どもたちの学びを応援しています。

② ふるさと教育・生命地域教育の推進

学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、豊かな人間性を育むために生命地域教育が推進されています。小中学校での「ふるさと教育」、高校での「生命地域学」で地域のひと・もの・ことを活用した学習を通して、この町の子どもたちの郷土愛が育まれています。

現在、「ふるさと教育」など地域住民の協力が必要な教育活動については、地域住民の積極的な協力によって、児童・生徒の探究を深めることができており、その発表の場である「ふるさとシンポジウム」は、実体験にもとづいた児童・生徒の素晴らしい発表ができています。

③ 教育の情報化の推進

飯南町の新たな強みであるICT活用授業をはじめとする「教育の情報化」を推進し、主体的で個別最適化そして探究的な学びができる環境が整えられています。

また、小さな町のメリットを活かし、いち早くタブレット端末を配布し、そして、ICT授業によって「主体性」「探究力」「思考力」を高め、「これからの社会に必要な学力を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する」という目標を設定し、町内小中学校にその理念を普及することができています。

これによって、クラウドベースによる教育環境が構築され、子どもたちの個々の学習情報が可視化、共有化、蓄積化され、個別最適な学びにつながっています。

④ 飯南高校の魅力化

全国約 50 校から生徒が入学し、多様性にあふれた環境の中できめ細やかな指導が行われています。本町をフィールドとした独自の設定科目「生命地域学」や総合的な探究の時間では、地域住民や公民館、中山間地域研究センターなど様々な立場の方々と協働し、主体性を育んでいます。

学校経営補佐官や魅力化コーディネーターの配置により、上記生命地域学等のサポートや戦略的な生徒募集を推進しています。

⑤ 飯南町学習支援館

飯南町では町営の「学習支援館」を設置し、一人ひとりの生徒の進路に合わせたきめ細やかな指導を行い、生徒たちの「学ぶ力」と「視野」を広げています。

飯南高校の生徒はもちろん、中学生にも対象を広げて、子どもたちの学びをサポートしています。

(2) 地域ぐるみの子育て環境の充実

① 定住対策と子育て環境

飯南町は宝島社が発刊する『住みたい田舎ベストランキング』の「子育て世代が住みたい田舎ベストランキング」で、ここ数年、上位に選ばれています。その評価は、住宅や仕事の確保などの定住対策、医療福祉の充実、そして子育てや教育環境への手厚い支援対策が総合的に評価されたものです。

また、地区ごとに「こども広場」を整備するなど、子育て世代が、身近なところで安心して、子どもたちと楽しめる空間を作っています。

このように、町全体で安心して子育てできる環境づくりが進められています。

② 個々に応じた切れ目ない支援

特別支援教育サポーターの配置、通級指導教室の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援体制が確保されています。

また、保健福祉部局など関係機関と連携した特別支援相談ネットワークにより、個々に応じた切れ目ない支援を行っています。

これらの施策により、増加傾向にある不登校や不登校傾向の児童・生徒や特別な支援を要する児童・生徒の相談指導体制が整えられています。

③ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

令和5年度から、学校・家庭・地域が一体となった学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入に着手し、地域ぐるみで子育てできる環境が充実されます。

令和5年度は、赤来中学校と志々小学校をモデル校として先行的に導入を進め、関係者への研修会なども行いながら、実効性のある組織が作られていきます。

（3） 一人ひとりが輝く人づくり

① 生きがいのある生涯学習の創出

飯南町社会教育推進計画に基づき、「学びづくり」「つながりづくり」「環境づくり」をキーワードとして、社会教育の各種事業を推進し、生涯を通じた学習機会を創出しています。

また、地区の公民館と連携し、公民館事業によって住民や子どもたちが地域と一体となって活動できる機会を作っています。

このように、社会教育を推進することにより、本町で生きがいを持って生活し、生涯を通じて学習できる機会を充実させ、地域社会に貢献できる人材の育成が進められています。

② 町立図書館の充実

「人と人、人と本の出会いを広げ、町民が豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として町立図書館を運営し、誰もが親しみやすい生涯学習の場が提供されています。

5. これからの飯南町にふさわしい教育環境

（1） これからの時代に求められる教育環境【総論】

令和3年1月の中央教育審議会答申において、「令和の日本型学校教育」の目指すべき姿は「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」であると示されました。

今、学校現場では、学習指導要領の改訂、教育の多様化、教員の働き方改革などへの対応が求められています。

一方、地域では、歯止めのかからない人口減少と少子高齢化が重点課題となり、そ

して家庭では核家族化や共働きによる子育てへの不安など、子どもたちをとりまく学習環境に大きな変化が生じています。

(2)　保小中高一貫教育

こうした中で、町は飯南町総合振興計画、飯南町教育大綱の理念に基づき、定住対策、学校教育、社会教育、地域づくりなど広い視野に立って様々な取り組みを進めこれからの時代にふさわしい教育環境を構築する必要があります。

飯南町保小中高一貫教育では、「ふるさと飯南町を誇りに思い、社会で役立つ学力を身につけ、前に一歩踏み出す力、協働する力を育成する」ことを目標に掲げています。

そして、この町で育てたい資質・能力として「主体性」「課題発見力」「計画力」「創造力」「巻き込む力」「実行力」「発信力」の7つをキャリアパスポートによって示し、連続的系統的な指導を行うことで、めまぐるしく変化する社会の中で活躍できる人材育成を進めようとしています。

(3)　学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり

町では、これまでも生命地域学やふるさと教育などで、地区の公民館や地域住民の皆さんのご協力により様々な教育活動が進められてきました。

しかし、学習指導要領の改訂にもあるように、これからの時代に求められる教育を実現するためには、より良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会に開かれた教育課程を明確化することが必要です。

このため、本町では令和5年度から町内小中学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を進め、町ぐるみで子どもたちの育ちや学びに関わる教育環境を作る必要があります。

(4)　充実した教育環境の整備

町内小中学校や保育所の施設は、総じて老朽化が進んでおり、その対策が必要です。

校舎や屋内運動場は、これまでも計画的に大規模改修や耐震補強工事を実施してきましたが、それ以降も毎年のように小規模な修繕が必要となっていますし、保育所についても同様に建物や園庭の小修繕が必要です。

今後の学校施設の整備については、令和3年3月に策定した「飯南町学校施設長寿命化計画」にもとづき進められます。保育施設についても財政状況を勘案しながら必要な整備が実施されます。

そして、教育環境基本方針の答申も踏まえ、施設の劣化の状況や改修コストなどを適切に把握しつつ、児童・生徒の安全・安心で快適な教育環境を整備していく必要があります。

6. 飯南町における小中学校の規模と配置の方針

これまで述べてきたように、本町の小中学校は全て「小規模校」であり、本町の良さを活かしたきめ細かな学習指導や教育活動が行われています。

しかし一方では、児童・生徒数の推移から、近い将来すべての小学校で複式学級が編成され、単式学級と複式学級を繰り返す学年もあります。また、全校児童数が 15 人未満かつ3学級以下の「極小規模校」となる可能性がある小学校もあります。

そして、中学校では全校生徒数の減少から部活動など学校活動への影響が懸念されるほか、中学校の生徒数の減少は、飯南高校の生徒確保の面でも大きな課題となります。

また、老朽化が進む学校施設の長寿命化などへの対応も、厳しい財政状況の中では大きな課題となります。

これらの課題を踏まえて、本町の小中学校を対象として「これからの飯南町にふさわしい教育環境」について検討します。

(1) 適正規模に向けた理念

町では、「小さな町だからこそできる魅力ある教育」を強みとして捉え、引き続き保小中高一貫教育や ICT の活用など教育の魅力化を推進し、そして学校・家庭・地域が一体となった教育環境が求められます。

また、小中一貫教育や中高一貫教育など、それぞれの接続連携をより一層強化できるような仕組みを研究する必要があります。

こうしたことから、小学校は「地域ぐるみで育てる教育環境」が望ましく、中学校は多くの集団の中で切磋琢磨し、多様な考え方を育み、中高が強く連携した学習指導体制を整えるために「学校集団で育てる教育環境」が求められます。

(2) 小学校の適正規模

町内の小学校が一定規模の児童数を確保しつつ、「ふるさと教育」やきめ細かな少人数指導体制によって、地域とともに健やかに成長できる教育環境が重要であるとの認識から、小学校の適正規模について次の基準に基づき検討します。

○「地域ぐるみで育てる教育環境」を本町の小学校の適正規模の理念とし、可能なかぎり小学校を存続する。

○ただし、全校児童数 15 人未満かつ3学級以下となる場合が一定期間続く小学校は、再編も含め、その在り方を検討する。

○なお、再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況を十分配慮して検討する。

(3)　中学校の適正規模

島根県では、国の基準（公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）を受けて独自に学級編成基準を定めています。

その基準では、令和5年度以降、中学校1年生は1学級 35 人、2～3年生は1学級38人が基準とされています。

現在、町内2つの中学校の生徒を合わせても、この基準を満たすことができず、現状でも2学級編成は困難な状況にあります。

一方で、中学校では教科担任制であることや、部活動など集団としての学校活動による人格形成が求められることから、集団学校活動に必要な、なるべく多くの生徒数の確保と、教科ごとの十分な教職員の配置のもとで効果的な学習や学校活動ができるような教育環境が重要であるとの認識から、中学校の適正規模について次の基準に基づき検討します。

○「学校集団で育てる教育環境」を本町の中学校の適正規模の理念とし、学校集団による人格形成と、中高の連携を考慮しつつ再編を検討する。
○なお、再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況を十分配慮して検討する。
○再編する場合は、保小中高一貫教育など飯南町ならではの魅力ある教育をより一層強化できるような場所を検討する。

(4)　小中学校の適正配置

国は、公立小中学校の通学距離について、小学校で概ね4km以内、中学校では概ね6km以内を通学距離の基準としています。

本町の小中学校については、通学条件は徒歩や自転車を基本としていますが、通学距離の実態や過去の学校再編の経緯から、「飯南町スクールバス管理運営条例及び規則」に基づき、スクールバスを運行しています。

このことから、通学については通学距離や通学時間など、町の実態にあった基準により検討します。

また、小学校低学年の登下校や、特別な支援を要する児童への配慮も必要となります。

○通学時間は、小中学校ともに、片道概ね1時間以内を基本とする。
○特に遠距離通学の場合、交通手段の確保と支援策を検討する。

7. 残された課題と今後の計画

このたび策定した「飯南町教育環境基本方針」に基づき、今後「基本計画」や「実施計画」を策定するにあたり配慮すべき事項を記載します。

① 再編を検討する場合は、子どもたちの人間関係や学習環境に大きな変化が生じることから、事前の交流活動や再編後のきめ細かな指導が行えるように配慮が必要です。
② 学校・家庭・地域が連携した特色ある教育活動が継続できるように十分な配慮が必要です。
③ 遠距離通学となる子どもたちの負担を軽減するために、適切な通学支援策が必要です。
④ 再編後の学校施設の有効活用について、当該地域とともに十分な検討が必要です。
⑤ 小中一貫型学校など、今後の中長期的な保小中高一貫教育の充実強化のための調査研究が必要です。

終わりに、本答申をもとに、飯南町内の各地域において、子どもも大人も参画した多くの議論が交わされ、これからの飯南町にふさわしい教育環境がつくられることが期待されます。

飯南町教育環境基本方針検討委員会

委員長	作野　広和	学識経験者
副委員長	信藤　一郎	住民代表
委　員	青山　顕紹	飯南高校校長(令和4年度)
委　員	岡　　秀樹	飯南高校校長(令和5年度)
委　員	足立　紀佳	中学校校長会長
委　員	山碕　延男	小中学校校長会長
委　員	吾郷　須摩子	社会福祉協議会保育専任次長
委　員	伊藤　　慶	高校保護者代表
委　員	後藤　裕之	中学校保護者代表
委　員	奥野　直樹	中学校保護者代表(令和4年度)
委　員	三上　昭彦	中学校保護者代表(令和5年度)
委　員	瀧尻　恵二	小学校保護者代表
委　員	難波　耕司	小学校保護者代表
委　員	山碕　大樹	小学校保護者代表
委　員	吉川　伸久	小学校保護者代表(令和4年度)
委　員	薬師寺　良樹	小学校保護者代表(令和5年度)
委　員	森山　のぞみ	保育所保護者代表
委　員	福留　美帆	保育所保護者代表
委　員	吾郷　圭子	保育所保護者代表
委　員	加藤　綾子	保育所保護者代表
委　員	伊藤　志津江	住民代表
委　員	影山　和典	住民代表
委　員	門所　詠子	住民代表

令和 6 年 2 月 27 日　答申

飯南町教育環境基本方針検討委員会

事務局　飯南町教育委員会
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880番地
電話　0854-76-3944　ﾌｧｯｸｽ　0854-76-3945